

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

平成20年4月1日から、75歳以上の方と、65歳から74歳までで障害認定を受けた方を対象に、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が始まりました。

平成19年の所得で計算した正式な保険料をお知らせするため、6月または7月にすべての方へ「保険料額決定通知書」を送付します。

## 保険料の納め方

次の1または2の方法で納めていただきます。

### 1 年金から差し引かれて納める

原則として、2か月に一度支給される年金から、2か月分の保険料が差し引かれます。

### 2 納付書や口座振替で納める

次に当てはまる方は、市町村から送られる納付書で納めていただきます。便利で確実な口座振替に変更することもできます。

- 年金の年額が18万円未満の方
- 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方（複数の年金を受け取っていて、介護保険料を引かれている年金の額が少ない場合に該当することがあります。）

既に年金から差し引かれている方

★これからも年金からお支払いいただきます。

- 年金の金額が18万円未満の方
- 介護保険料との合計額が、差し引きの対象となる年金受給額の半分以上を超える方  
★納付書または口座振替で納めていただきます。

まだ年金から差し引かれていない方

#### ③ 被用者保険\*の被保険者（本人）だった方

- ★10月に支給される年金から差し引きが始まります。
- ★4月から9月までの保険料は、納付書または口座振替で納めていただきます。
- ★①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

#### ④ 被用者保険\*の被扶養者だった方

- ★10月に支給される年金から差し引きが始まります。
- ★4月から9月までの保険料は、かかりません。
- 注）被扶養者であったことの確認に時間を要するため、いったん保険料を徴収することがありますが、その場合はお返しします。詳しくは市町村にお問い合わせください。
- ★①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。



4月2日以降に加入した方

- ★年金から差し引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めていただきます。
- 注）加入時期によって、年金から差し引きの開始時期が異なります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。
- ★①または②に該当する方は、納付書または口座振替で納めていただきます。

### ※被用者保険とは

政府管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

### 通称が「長寿医療制度」になりました。

厚生労働省では、制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」にしました。なお、正式な名称は、「後期高齢者医療制度」のまま変わりはありません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
奥尻町住民課 税務保険係

☎011-290-5601  
☎01397-2-3406

# 国民健康保険の 税率と納期の改正について

## ●国保税率（医療給付費及び後期高齢者支援金）の改正

区分	平成19年度 (現行)		平成20年度 (改正)		増減	
	所得割額	医療給付分	9.80%	医療給付分 後期支援金	7.00% 1.70%	△
資産割額	医療給付分	50.00%	医療給付分 後期支援金	30.00% 12.00%	△	8.00%
均等割額	医療給付分	25,000円	医療給付分 後期支援金	16,000円 7,000円	△	2,000円
平等割額	医療給付分	48,000円	医療給付分 後期支援金	35,000円 7,000円	△	6,000円
賦課限度額	医療給付分	560,000円	医療給付分 後期支援金	470,000円 120,000円		30,000円

## ●国保税率（介護納付金）の改正

区分	平成19年度 (現行)		平成20年度 (改正)		増減	
	所得割額		1.20%		1.00%	△
資産割額		8.00%		8.00%		0.00%
均等割額		7,000円		6,000円	△	1,000円
平等割額		7,000円		6,000円	△	1,000円
賦課限度額		90,000円		90,000円		0円

## ●国保税納期の改正

平成19年度 (現行)		平成20年度 (改正)	
納期数	10期	納期数	9期
納期月	6月～3月	納期月	7月～3月

※詳しくは、役場住民課税務保険係（☎2-3406・2-3407）へお問い合わせください。